

個人3

受 令和 5 年 8 月 25 日
付 (午前)・午後 9 時 00 分

一般質問（個人） 通告書

令和 5 年 8 月 25 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 いとう伸一

尾張旭市議会会議規則第50条第1項の規定により9月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 3 件

2 質問方法

	1回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとの一問一答
<input type="radio"/>	1回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>1-1</u>	教育現場のAI活用について
要旨	<p>昨今のAI技術の進歩は目覚ましく、あらゆる分野での活用が見込まれています。産業によっても・業務によってもその活用は多岐にわたり、それぞれの分野で、便利になって効率化されるプラスの面と、情報の信憑性や人に与える倫理的な問題等のマイナスの面も論じられております。</p> <p>活用分野は、顧客サービス（問合せ対応等）、マーケティング（商品開発・販売促進・需要予測・顧客分析等）、医療、生産、研究開発など多岐にわたります。</p> <p>今まで人では短時間で対応しきれなかった膨大なデータから、AIが計算する最適解を瞬時に導いてくれます。</p> <p>市役所においても、「問合せ窓口管理」や「定型書類作成」等、使い方はいろいろとありますが、今回は教育分野に関連した質問になります。</p> <p>東京都は8月23日から生成AIを利用し、文書要約や企画立案の参考に使い、効果的な活用のための利用ガイドラインに、AIへの指示のコツなどを盛り込み、禁止事項で縛り付けないように工夫し、職員さんが使いやすいように工夫したとの報道がありました。</p> <p>8月21日には、三重県桑名市が、2026年に開校を予定している小中一貫校の桑名市立多度学園の校歌制作にAIを使う取組を発表しました。このように、企業や自治体のみならず、学校教育現場でも、ますますAIとの結びつきが増えていくと思われます。</p> <p>そこで、尾張旭の教育現場でのAI活用について、以下の4項目の質問をいたします。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項	教育現場のA I活用について
No. <u>1-2</u>	
要 旨	(1) 教員の業務としての活用について 名古屋市で採点業務にA Iを活用した業務時間削減の記事が載っていたが尾張旭市ではどうか？また、活用のメリットと課題は何か？
	(2) 授業での活用について 授業中にA Iを活用している事例はあるか？
	(3) 学校外での生徒個々の活用について 学校生活外での生徒個々のA Iの活用規制についてどう考えますか？

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. 1-3	教育現場のAI活用について
要 旨	<p>(4) AIの出す回答への対応について</p> <p>これからの未来は、AIの技術はさらに進歩し、AIが身近になり、AIと共に生きていく社会になると思われます。</p> <p>卒業して社会に出ると、AIとの向き合い方で、生活のみならず、それぞれの人の卒業後の進路や、仕事の進め方が変わると言われています。</p> <p>その際、AIはいろんな答えを出してくれますが、教育現場では以下の①と②のどちらのスタンスでいくのが良いのでしょうか？</p> <p>①なぜそうなるかという「答えの理由」の学習を重視する。 この場合AIが出した答えの過程を重視します。 なぜ、そういう答えなのか？AIが答えた理由を学習します。 AIが普及しても、AIが答えを出す過程の理解は学校で学習すべきという立場。</p> <p>②AIが出した答えを基にして、答えの出た理由はあまり考えず、その先を創造していく。 時間がかかる面倒なことはAIにやらせて、生徒はその情報を得た上でその先の事柄を考える。多分、企業の開発業務等ではこの立場になるのではないかと思います。 つまりAIにできることは、学校で学習させる必要性がないという立場。</p> <p>今後の社会情勢や技術の進歩によって判断が変わると思われませんが、今の時点での考えを聞かせてください。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. <u>2</u>	複式簿記による日々仕訳による会計処理について
要 旨	<p>平成27年1月に、総務省より固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されていることに関して、前回の質問で尾張旭市が行っている単式簿記による会計処理のメリットとデメリットをお聞きし、次回のシステム更新に向けて、複式簿記の調査・研究を進めていきたいとの答弁をいただきました。</p> <p>今回は、複式簿記・日々仕訳についての質問になります。</p> <p>なお複式簿記は日々仕訳を行うという前提で話を進めてまいります。</p> <p>(1) 複式簿記導入のメリットについて</p> <p>東京都・大阪市をはじめ、人口10万人規模の自治体でも、複式簿記による日々仕訳を取り入れる自治体が増えてきた。本市で複式簿記を導入した場合のメリットを伺います。</p> <p>(2) 複式簿記導入のデメリットについて</p> <p>次に、複式簿記を導入した場合、想定されるデメリットを伺います。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. <u>3</u>	インボイス制度への取組について
要 旨	<p>令和5年10月より、消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されます。</p> <p>経過措置はありますが、民間企業では、課税売上が1,000万円以下である免税事業者からの仕入れが税額控除できなくなります。つまり、買う側からすると免税事業者からの仕入れには消費税の控除がなくなり、実質の購入価格が高くなってしまいます。</p> <p>そのため、購入をちゅうちょするとか、支払う税金を計算されて課税事業者との価格で不利になる場合が想定されます。</p> <p>そのため、現行では消費税が免除されている売上げの小さな事業者は、インボイス登録をして課税事業者になり、消費税の支払いを選択する場合があります。</p> <p>(1) システム変更と追加業務量の有無について</p> <p>ア システム変更の有無と内容について</p> <p>イ 追加業務量の有無について</p> <p>(具体的には、請求書・納品書・領収書への記載等)</p> <p>一般会計・公営企業会計それぞれについて伺います。</p> <p>(2) 免税事業者からの仕入れについて</p> <p>事業者としての尾張旭市は、課税売上1,000万円以下の免税事業者からの仕入れはどれくらいありますか？</p> <p>一般会計・公営企業会計それぞれについて伺います。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。